

ID: 1101

担当部署: 都市政策部 都市戦略室 建築住宅課

処分の概要	特定建築物の建築等及び維持保全の計画の変更認定		
法令名 根拠条項	高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律 第18条第1項		
法令番号	平成18年法律第91号		
【根拠条文】 (特定建築物の建築等及び維持保全の計画の変更) 第18条 前条第3項の認定を受けた者(以下「認定建築主等」という。)は、当該認定を受けた計画の変更(主務省令で定める軽微な変更を除く。)をしようとするときは、所管行政庁の認定を受けなければならない。 2 前条の規定は、前項の場合について準用する。 【基準】 根拠条文に同じ。			
標準処理期間	60日		
備考			
設定年月日	平成28年4月1日	最終変更年月日	令和5年4月1日